

## 第8回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第

日時 令和6年2月21日（水）

午後7時00分から

場所 天津小湊支所3階会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 答申案の検討について
  - (2) その他
- 4 閉会

鴨川地区小学校及び認定こども園の  
適正規模及び適正配置について

答申（案）

令和6年 月 日

鴨川市学校適正規模等検討委員会

# 目次

1	はじめに	1
2	鴨川市の現状	3
	（1） 児童・園児数	3
	（2） 小学校・認定こども園施設	6
3	小学校の適正規模等について	10
	（1） 総括的事項	10
	（2） 児童数及び学級数の今後の動向	11
	（3） 適正配置の具体的な方向性	12
4	認定こども園の適正規模等について	14
	（1） 総括的事項	14
	（2） 適正配置の具体的な方向性	15
5	おわりに	16
	資料	17

## 1 はじめに

社会経済状況の変化や高度情報化の進行等により、社会情勢が変容している中、本市における教育をめぐる課題として、「人口減少、少子高齢化」や「安全・安心の確保」などが挙げられている。

本市では、子ども達が自分の夢を育み、その実現に向けて、学校・家庭・地域・行政が「全ては子ども達のために」の想いをもって様々な支援を続けることができるまち、ともに学ぶ教育のまちづくりを目指し、令和3年3月に「鴨川市教育振興計画」を策定した。

この教育振興計画では、「ともに学び未来を育む教育文化のまち～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～」を基本方針とし、この実現に向けた6つの分野別目標を定めたところである。

分野別目標の1つ目には、「学校教育」として、「0歳から15歳までの連続性のある学び・育ちを重視した教育の推進」を掲げ、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる保幼小中一貫教育を重点的に推進することとし、小中学校の適正規模や安全安心な学校施設の整備など、子ども達がいきいきと活動する学校づくりの推進を図ることとしている。

また、平成18年度の鴨川市学校適正規模検討委員会は、鴨川市教育委員会から「幼稚園・小学校及び中学校の適正規模、適正配置に関すること」及び「幼保一元化の推進に関すること」についての諮問を受けた。

同委員会では、「旧鴨川中学校と旧江見中学校を統合すること」、「長狭中学校と長狭地区3小学校を統合し小中一貫校とすること」、「江見地区3小学校を統合すること」、「江見地区3幼稚園と3保育園を統合し0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施すること」及び「長狭地区3幼稚園と3保育園を統合し0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施できる環境を整えること」等を答申した。

この答申に基づき、平成21年4月には、長狭地区3小学校を統合した小中一貫校として長狭学園が開校し、平成23年4月には、旧江見中学校と旧鴨川中学校を統合した新鴨川中学校が開校したところである。

さらには、平成24年度の第2次鴨川市学校適正規模検討委員会は、鴨川市教育委員会から「江見地区及び天津小湊地区の幼稚園及び小学校の適正規模・適正配置に関すること」及び「幼保一元化の推進に関すること」についての諮問を受けた。

同委員会では、「江見地区の3小学校を統合すること」、「天津小湊地区の2小学校は当分の間現状のまま存続すること」、「江見地区6箇所の幼稚園及び保育園を統合した幼保一体型施設を整備すること」及び「天津保育園を幼稚園に近い場所に移転設置する施設分離型の幼保一元化を推進すること」を答申した。

この答申に基づき、平成26年4月には、天津保育園を天津小湊小学校隣接地へ移転したほか、平成27年4月には、江見地区3小学校を統合した新江見

小学校が開校、江見地区 6 箇所幼稚園及び保育園を統合した江見認定こども園が開園したところである。

このほか、平成 31 年 4 月には、旧天津小学校と旧小湊小学校を統合した天津小湊小学校が開校するなど、子ども達の教育環境を整備するための統合を実施してきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化に伴う児童数の減少は歯止めがかからず、鴨川地区においても、その影響が見られるようになるなど、東条小学校を除く 3 小学校では、児童数の減少が著しく、学校の小規模化が進んでいる状況である。

こうした背景を踏まえて、これまで検討されていなかった鴨川地区の小学校及び認定こども園においても、適正規模及び適正配置を検討する必要があると判断し、令和 5 年 5 月に、「鴨川市学校適正規模等検討委員会」を設置し、鴨川市教育委員会から「鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校並びに鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正配置に関すること。」について諮問を受けた。

本委員会では、9 回にわたり調査・審議を行ってきたが、児童数の推移や学校施設の現状を踏まえた中で、知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で社会性を身に付けていくことが重要である子ども達にとって、一定規模の児童数を確保し、安全安心な教育環境を整備するための総論的な方向付けをするとともに、当面する課題について答申として提出するものである。

## 2 鴨川市の現状

### (1) 児童・園児数

#### ① 小学校

鴨川地区の小学校の児童数は、平成 25 年度では、鴨川小学校は 311 人、東条小学校は 348 人、西条小学校は 172 人、田原小学校は 132 人であった。

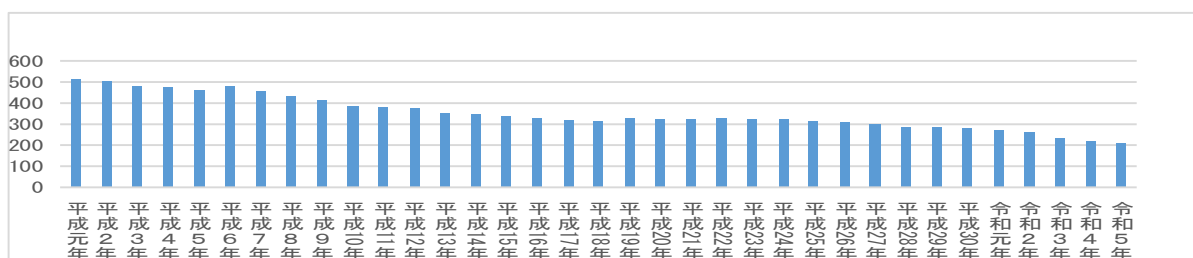
令和 5 年 5 月 1 日現在の児童数と平成 25 年度からの減少率を見ると、鴨川小学校は 208 人で 33.1%の減少、東条小学校は 328 人で 5.7%の減少、西条小学校は 131 人で 23.8%の減少、田原小学校は 78 人で 40.9%の減少となっている。

#### 【第 1 回会議「資料 1」】

##### 鴨川小学校

(単位 人)

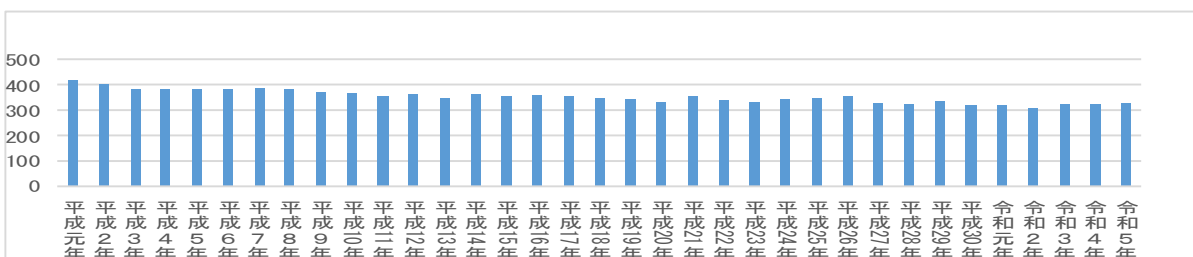
平成元年	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成10年
514	504	480	473	460	480	456	433	413	385
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
381	376	353	348	335	325	319	311	327	322
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
320	326	324	321	311	307	296	286	284	277
令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年					
272	261	232	216	208					



##### 東条小学校

(単位 人)

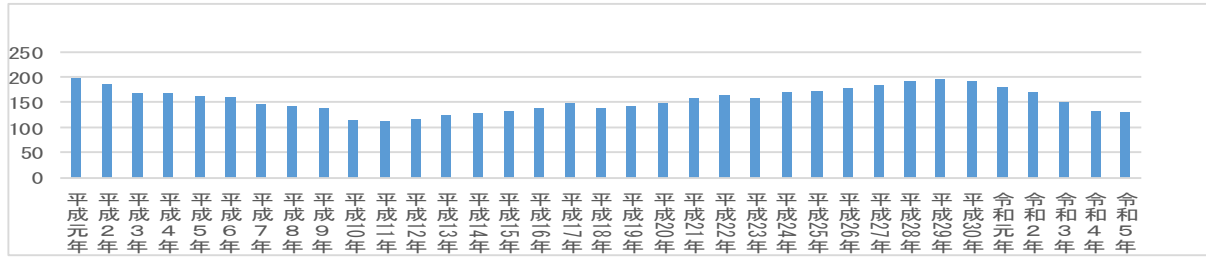
平成元年	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成10年
421	401	382	380	381	386	390	385	371	367
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
358	364	350	363	355	359	355	348	344	333
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
357	340	334	344	348	356	329	324	335	321
令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年					
321	310	324	325	328					



西条小学校

(単位 人)

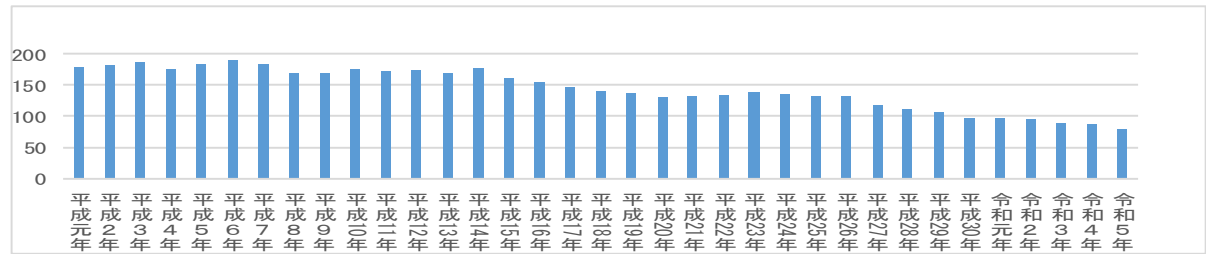
平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
198	185	168	168	162	159	144	143	138	115
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
113	117	124	128	133	138	146	139	142	147
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
158	164	158	169	172	178	184	191	196	191
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年					
179	169	149	133	131					



田原小学校

(単位 人)

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
178	181	186	175	182	189	183	169	169	175
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
171	173	168	176	161	154	145	140	136	129
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
132	133	137	135	132	132	117	111	106	96
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年					
96	94	88	87	78					



② 認定こども園

鴨川地区の認定こども園の園児数は、令和元年度では、鴨川認定こども園は 85 人、西条認定こども園は 74 人、田原認定こども園は 51 人で、私立の認定こども園 O U R S は 344 人であった。

令和 5 年度では、鴨川認定こども園は 66 人、西条認定こども園は 79 人、田原認定こども園は 41 人、認定こども園 O U R S は 298 人であり、若干の減少はあるものの、令和元年度と同程度の水準となっている。

【第 1 回会議「資料 6」抜粋】

令和 5 年 4 月 1 日現在

(単位 人)

	令和元年度							令和 2 年度							令和 3 年度						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
鴨川認定こども園	4	5	21	8	19	28	85	3	12	7	27	16	18	83	2	10	13	13	28	16	82
認定こども園 O U R S	18	36	56	78	91	65	344	17	30	55	88	76	88	354	21	30	56	78	85	77	347
西条認定こども園	0	10	12	15	20	17	74	1	10	11	24	17	21	84	2	8	9	18	25	17	79
田原認定こども園	1	5	10	12	12	11	51	0	7	5	11	14	12	49	0	3	12	8	13	13	49
4 こども園計	23	56	99	113	142	121	554	21	59	78	150	123	139	570	25	51	90	117	151	123	557

	令和 4 年度							令和 5 年度						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
鴨川認定こども園	2	7	8	18	15	25	75	1	8	10	17	16	14	66
認定こども園 O U R S	21	30	48	81	75	82	337	17	30	46	58	73	74	298
西条認定こども園	2	10	11	20	19	24	86	3	10	8	20	18	20	79
田原認定こども園	0	3	5	14	8	13	43	2	4	3	12	14	6	41
4 こども園計	25	50	72	133	117	144	541	23	52	67	107	121	114	484

※ 該当年度の 4 月 1 日現在の人数であり、途中入退園はカウントしてません。  
0 歳から 2 歳までの園児で O U R S baby に登園している園児及び在宅児は含まれません。

※ 管外の園児も含まれます。



(2) 小学校・認定こども園施設

① 小学校

鴨川地区の4小学校校舎は、全て鉄筋コンクリート造であり、昭和44年から昭和53年にかけて建築され、建築後45年から54年が経過している。

田原小学校以外の3小学校校舎は、大規模な施設改修や耐震補強工事を実施しており、4小学校全ての校舎において、耐震性能は確保されている。

しかし、4小学校全ての校舎において、雨漏りや壁面のモルタル剥離などが確認されているほか、窓サッシの劣化等の修繕箇所が存在しているなど、老朽化が進行している状況である。

また、体育館は、鴨川小学校及び西条小学校が鉄筋コンクリート造、東条小学校及び田原小学校は鉄骨造であり、東条小学校体育館が平成13年に建築された以外は、3小学校の体育館は昭和54年から昭和56年に建築されている。

田原小学校体育館は平成27年に、また、西条小学校体育館は令和元年に、それぞれ大規模改造工事を実施しており、4小学校全ての体育館において、耐震性能は確保されている。

【第1回会議「資料4」抜粋】

鴨川小学校（海拔3.1m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S44年 5月	1,241	0.74	0.80	H10老朽施設改修・耐震補強	
校舎	RC	3階	S44年 7月	2,224	0.74	0.80	〃	
校舎	RC	3階	S44年 7月	672	0.76	0.82	〃	
体育館	RC	2階	S55年 3月	1,178	1.33			

東条小学校（海拔15.4m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S45年 6月	2,629	0.76			H21大規模改造(老朽)・ 地震補強
校舎	RC	3階	S55年 10月	1,003	0.81			H21大規模改造(老朽)
体育館	S	2階	H13年 3月	994	—			

西条小学校（海拔35.3m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S51年 3月	1,967	0.74	0.77		H27大規模改造
体育館	RC	2階	S54年 2月	736	0.94			R1大規模改造(老朽)

田原小学校（海拔25.4m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S53年 11月	1,874	0.83			
体育館	S	2階	S56年 2月	775	0.75		2.30	H27大規模改造

② 認定こども園

鴨川地区の4認定こども園のうち、認定こども園OURSについては、民間事業者により平成28年に建築され、鉄筋コンクリート造であり、建築後7年しか経過していないため、施設の状況は良好である。

鴨川認定こども園及び田原認定こども園は、施設分離型である。

鴨川認定こども園の旧保育園園舎は、鉄筋コンクリート造で昭和46年の建築、旧幼稚園園舎は、木造で平成3年の建築である。

田原認定こども園の旧保育園園舎は、鉄筋コンクリート造で昭和58年の建築、旧幼稚園園舎は、木造で平成6年の建築である。

鴨川認定こども園の旧保育園園舎は建築後52年が、また、田原認定こども園の旧保育園園舎は建築後40年が経過しており、小学校校舎と同様に、壁面モルタルの剥離や空調設備の不良などが確認されている。

西条認定こども園は、平成3年建築の鉄筋コンクリート造の旧保育園園舎に、平成20年に鉄骨造の旧幼稚園園舎を増築した施設一体型で、比較的新しい施設であるが、若干の雨漏り箇所が確認されている。

市立の3認定こども園では、西条認定こども園は比較的軽微であるものの、総じて老朽化が進行している状況である。

【第1回会議「資料7」抜粋】

鴨川認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎(旧保育園)	RC	2階	S46年5月	52	1,059.72	75
園舎(旧幼稚園)	木造	1階	H3年2月	32	698.00	30

西条認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎(旧保育園)	RC	1階	H3年3月	32	393.00	73
園舎(旧幼稚園)	S	1階	H20年2月	15	451.00	30

田原認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎(旧保育園)	RC	1階	S58年3月	40	396.30	67
園舎(旧幼稚園)	木造	1階	H6年3月	29	359.00	15

認定こども園OURS

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (m <sup>2</sup> )	定員 (人)
園舎	RC	3階	H28年3月	7	3,509.80	390

### 3 小学校の適正規模等について

#### (1) 総括的事項

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第41条には、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、これによると、小学校では、各学年2学級から3学級が標準規模となる。

令和5年度の現状と照らし合わせてみると、標準規模を満たしているいわゆる適正規模校は東条小学校のみであり、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校は小規模校となっている。

また、平成27年1月に文部科学省が発出した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の1章(2)には、「学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。」と記載がある。

令和7年度からは全ての学年で1学級35人が標準学級児童数となることを踏まえると、最低でも各学年36人以上の2学級とすることが必要と考えられる。

さらには、小規模校及び大規模校のメリット及びデメリットについても検討を行った。

これらを勘案した結果、子どもの教育という最も重要な視点から、各学年2学級以上となる適正規模校とすることが望ましいという結論に至ったところである。

なお、施設面では、全ての小学校校舎及び体育館については、耐震性能は確保されているものの、一部では老朽化が進行している状況であることから、適宜、適切な修繕を実施しなければならないことに留意する必要がある。

(2) 児童数及び学級数の今後の動向

① 児童数

鴨川小学校の令和5年5月1日現在の児童数は208人で、令和9年度は161人となる見込みである。

過去10年間の減少率を用いた令和15年度の推計は140人、過去30年間の減少率を用いた令和35年度の推計は94人である。

東条小学校の令和5年5月1日現在の児童数は328人で、令和9年度は312人となる見込みである。

令和15年度の推計は310人、令和35年度の推計は283人である。

西条小学校の令和5年5月1日現在の児童数は131人で、令和9年度は125人となる見込みである。

令和15年度の推計は100人、令和35年度の推計は106人である。

田原小学校の令和5年5月1日現在の児童数は78人で、令和9年度は73人となる見込みである。

令和15年度の推計は47人、令和35年度の推計は34人である。

東条小学校は減少率が低いものの、それ以外の3小学校では、23%以上の減少率であり、児童数の減少が続くものと考えられる。

② 学級数

鴨川小学校の令和5年度は、2学年のみ2学級でその他の4学年は1学級の合計8学級である。

令和6年度は、1学年のみ2学級でその他の学年は1学級の合計7学級となり、令和7年度以降は、全学年が1学級の合計6学級となることが見込まれる。

東条小学校の令和5年度は、1学年のみ3学級でその他の5学年は2学級の合計13学級である。

令和8年度までは同様の状況が続くが、令和9年度以降は、全学年が2学級の合計12学級となることが見込まれる。

西条小学校及び田原小学校の令和5年度は、全ての学年が1学級の合計6学級であり、それ以降も同様の状況が続くことが見込まれる。

【第6回会議資料・抜粋】

学校名	A (R5度)	B (R9度見込)	C (R15度見込)	D (R35度見込)
鴨川小学校	児童数208人、学級数8学級 ⇒ 「小規模校」	児童数161人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数140人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数94人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
西条小学校	児童数131人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数125人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数100人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数106人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
田原小学校	児童数78人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数73人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数47人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数34人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
東条小学校	児童数328人、学級数13学級 ⇒ 「適正規模」	児童数312人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」	児童数310人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」	児童数283人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」

(3) 適正配置の具体的な方向性

① 東条小学校は、現状維持とすることを提言する。

東条小学校は、令和5年度現在、児童数が328人、学級数が13学級と適正規模を有している。

児童数の今後の動向を見ても、30年後の令和35年度では、児童数が283人、学級数が12学級と見込まれており、引き続き、適正規模校を維持することが見込まれている。

また、認定こども園との関係を見てみると、私立の認定こども園OURSが小学校に隣接しており、小学校との連携体制が確立されている。

さらに、学童保育との関係については、学童クラブOURSが小学校に隣接している旧東条幼稚園園舎において運営されており、認定こども園と同様に、小学校との連携体制が確立されている。

このように、認定こども園、小学校、学童保育といった一連の施設が隣接し、連携体制が確立していることにより、子育て体制が充実していると言え、この状況を引き続き維持することが望ましいと思われる。

以上のことを勘案し、東条小学校については、現状維持とすることを提言する。

しかしながら、施設面を見てみると、屋内運動場は比較的新しいものの、校舎は建築後53年（増築部分は43年）が経過しており、随所に修繕の必要な箇所が存在する状況である。

また、「鴨川市公共施設等個別施設計画（平成3年3月策定）」の第4章では、ハード面の整備方針として「目標使用年数を80年として、長寿命化を図る。」とされており、学校施設については、老朽化した校舎の改修は、必要に応じて実施するとされていることから、時期を見極めながら、適切な大規模改修を実施されるよう要望する。

**② 鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校を統合することを提言する。**

鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校は、令和5年度現在、小規模校であり、鴨川小学校は8学級であるが、西条小学校及び田原小学校は、全学年1学級の6学級である。

令和7年度以降では、3小学校とも全学年1学級の6学級となることが見込まれており、引き続き、小規模校のまま推移することが見込まれている。

子ども達にとって、より良い教育環境という視点から、全ての委員が小学校の統合は必要であるとし、一定の学校規模を確保することが重要であるとの結論に至ったところである。

また、3校統合となった場合の児童数を見てみると、令和9年度は359人、令和15年度は287人、令和35年度は234人と見込まれる。

なお、学級数では、いずれの年度も12学級を維持できることが見込まれ、適正規模校を堅持できる見込みであり、東条小学校と同規模の学校となることから、適正な学校運営が期待される。

以上のことを勘案し、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校を統合することを提言する。

統合にあたっては、上記3小学校の既存校舎では3校統合後の児童数の受入れは難しく、いずれの校舎も老朽化が進行している状況であることから、統合小学校は新築することを要望する。

建築場所については、本委員会では結論を出すに至らなかったが、市公共施設の状況や厳しい財政状況を念頭に、新たな場所を検討するのではなく、既存の市有地等を活用することを要望する。

また、建築場所を決定する際には、児童の通学方法や保護者による送迎の対応等について、十分に配慮することを要望する。

さらには、現在、鴨川小学校に設置されている安房特別支援学校鴨川分教室についても、インクルーシブ教育の推進という観点から、交流を継続させることが必要であるため、同一敷地内に併設できるよう、引き続き、千葉県教育委員会と協議をすることを要望する。

なお、学童保育については、保護者の利便性に充分配慮しながら、統合することを要望する。



## 4 認定こども園の適正規模等について

### (1) 総括的事項

少子化の一層の進行が懸念される一方、子育て中の女性に対する労働環境の改善や女性の社会進出を促す取組が、より一層推進される中で、女性の就業率は、さらに伸びると予想されており、また、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

本市の鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園の登園者数は、令和元年度では210人であり、令和5年度では186人となっている。

登園者数は、若干の減少があるものの、入園は義務ではないことから、年度によって入園者数に変動があると考えられる。

しかしながら、3歳未満児の入園希望が増えてきている現状を踏まえると、国の示す職員配置基準を最大に満たし、3歳未満児の受入れ枠を増やすことが必要と考えられる。

さらには、既存園での運営及び3園統合での運営におけるメリット及びデメリットについても検討を行った。

これらを勘案した結果、3園を統合し一人ひとりがゆとりのある明るく開放的な空間の中、全ての子ども達への目配りが可能で、安心して過ごす事のできる認定こども園を整備することが望ましいという結論に至ったところである。

なお、統合により3園の職員が一つの園に配置されることで、職員数に余裕ができることが想定され、これを活用した保護者のニーズに合ったサービスを提供できる運営について、今後、検討して行く必要がある。

(2) 適正配置の具体的な方向性

**① 鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園を統合することを提言する。**

認定こども園については、現在、施設一体型と施設分離型が混在している。

鴨川認定こども園及び田原認定こども園は施設分離型であり、0歳児から3歳児と4・5歳児が別の園舎で生活しているが、教育・保育の連続性の充実という視点からは、施設一体型となることが望ましい。

しかしながら、現施設は老朽化が著しいことから、改修等の実施による施設一体型への移行は、非現実的である。

また、鴨川市が目指す学校教育では、保幼小中一貫教育を推進しているため、保幼小の学びの連続性は重要な要素であることから、小学校と同様の枠組となる認定こども園であることが理想である。

前述したとおり、小学校の適正配置としては、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校統合を提言している。

この小学校3校統合に歩調を合わせ、鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園を統合することを提言する。

統合にあたっては、上記3認定こども園の既存園舎では3園統合後の園児数の受入れは難しく、いずれの園舎も老朽化が進行している状況であることから、統合認定こども園は新築することを要望する。

建築場所については、本委員会では結論を出すに至らなかったが、小学校同様、既存の市有地等を活用することとし、小学校に隣接することを要望する。

また、建築場所を決定する際には、園児の通園方法や保護者による送迎の対応等について、十分に配慮することを要望する。

## 5 おわりに

鴨川市学校適正規模等検討委員会では、児童数及び園児数の減少や、小学校及び認定こども園の施設状況を勘案しながら、子ども達が健やかに成長できるよう、より良い教育環境を提供することを最優先に、9回にわたり議論を重ねてきた。

会議においては、現状の説明、今後の動向、適正規模の考え方を踏まえて、15人の委員による活発な議論がされたところである。

小学校は、子ども達の学びの場であると同時に、昔から地域に存するシンボリックな施設であり、こうした点からも、今後の方向性を検討するにあたり難しい部分もあった。

しかし、何よりも未来を担う子ども達のことを第一義的に考えると、小規模校を存続していくよりも、適正規模校とすることが必要であるとの方向性をもって答申に至ったところである。

鴨川市教育委員会においては、本委員会の答申を尊重されるとともに、附帯事項として掲げられている諸課題に対し、真摯に向き合い解決されることを期待する。

なお、保護者や地域住民を始めとする関係者への十分な説明を行い、理解を得たうえで、今後、推進していかれることを期待する。

## 資料

### 1 諮問書

鴨 教 学 第 469 号  
令和 5 年 5 月 25 日

鴨川市学校適正規模等検討委員会  
委員長 様

鴨川市教育委員会

## 諮 問 書

鴨川市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定により、下記の事項について諮問します。

### 記

- ・ 鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校並びに鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正配置に関すること。

## 2 鴨川市附属機関設置条例

○鴨川市附属機関設置条例

平成 31 年 3 月 25 日  
条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱等)

第 3 条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第 4 条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第 3 項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表(第2条関係) 抜粋

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 学校適 正規模 等検討 委員会	教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び認定こども園の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	16人以内	(1) 学校教育の関係者 (2) 児童福祉の関係者 (3) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

### 3 鴨川市学校適正規模等検討委員会委員

(敬称略)

委員長	庄司 利男	西条小学校学校運営協議会代表
副委員長	脇坂 和弘	田原小学校PTA代表
委員	角野 晴美	鴨川小学校PTA代表
委員	石井 智樹	東条小学校PTA代表
委員	刈込 高志	西条小学校PTA代表
委員	井藤 機句男	鴨川小学校学校運営協議会代表
委員	小倉 健一	東条小学校学校運営協議会代表
委員	鈴木 勝博	田原小学校学校運営協議会代表
委員	蛭子 美穂	鴨川認定こども園保護者代表
委員	山下 真矢	西条認定こども園保護者代表
委員	松本 真弓	田原認定こども園保護者代表
委員	山本 恭子	認定こども園OURS保護者代表
委員	齋藤 出	鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長
委員	座間 弘之	公募
委員	荒井 真由美	公募

### 4 鴨川市学校適正規模等検討委員会開催日

第1回	令和5年5月25日	(木)
第2回	令和5年7月5日	(水)
第3回	令和5年8月18日	(金)
第4回	令和5年9月28日	(木)
第5回	令和5年11月1日	(水)
第6回	令和5年12月20日	(水)
第7回	令和6年1月29日	(月)
第8回	令和6年2月21日	(水)
第9回	令和6年3月19日	(火)